(本號八面)　(明治廿三年三月廿一日郵便信書省認可)　明治二十七年二月三日　第三千八百八十二號　(定價金二錢五厘)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價(府外遞送には此他後に掲ぐる遞送料を要す)

一號　貳錢五厘○一箇月　前金五拾錢○三箇月　前金壹圓四拾五錢○六箇月　前金貳圓八拾五錢○一箇年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ)

●前金　一旦受取りたる前金は凡て通貨を以て返戻する事なく新聞紙代の前金は新聞紙を以て又廣告料の前金は廣告を以て勘定する事と御承知被下度候

時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一箇月　金拾三錢

二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一箇月　金六拾錢

三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一箇月　金三拾錢

四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一箇月　金六拾五錢

五　露領浦潮斯德、清國諸港　一箇月　金三拾五錢

時事新報廣告料(前金)

	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行五號活字廿四字詰			
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

●廣告料定價　時事新報の廣告料は都て定價の通り申受くる筈なれども取次人の內には往々定價以下にて引受くる者ある由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本社廣告の取次を謝絕する事もあるべき筈に付豫め廣告依頼者諸君に公告す

本社(寄稿)に付

東京市下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社員並に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

英國の撰擧規則廣行

選擧競爭に就て種々の弊習を生ずるは如何なる國にも免かれ難き所にして歐米の立憲國にては何れも是れが防禦を怠らざる中にも英國の如きは悖行條例と名づくる最も嚴重なる法律を設け撰擧の際には嚴しく之を厲行して苟も假す所なきを以て近來は政界の弊風著しく減少したりと云ふ此程到着の英字新聞に一昨年英國の總選擧に右悖行條例を厲行したる模樣を詳記したるものあり左に之を抄譯す

千八百九十一年の總撰擧に當撰したる候補者の中に不正の手段に由て投票を得たりとの廣を以て疑獄を失ひたる者都合三人あり第一はウォルサル町より撰出せられたる保守黨の候補者フランク、ヨエームス氏にして氏は賄賂を使用し及び投票人を饗應したり等の嫌疑を蒙りて法廷の審問を受けしに氏が自から差圖して是れ等の所行を爲さしめたりとの證據は慥に擧らざりしかども唯氏の撰擧運動費(是れは法律に據り各候補者が自から記名して公にするの義務あり)の中に自己の寫真の傍に「ヨエームスに投票す可し若しくは吾々は必ず勝利を得る者なり」等の語を記したる帽章六千個の代價若干封の一項あるみとを發見したり然るに悖行條例の第十六條に「如何なる種類の撰擧に於ても候補者の當撰を謀らんが爲めに樂隊、松明、旗、幟、帽章、絲繻及び其他の記章を買求るを禁ず」との明文あるを以て ヨエームス氏の所行は法律違犯と認められたり但し帽章の代價は氏の代理者として男某が之を支拂ひ氏は直接に其取引に關係せざりしの故を以て法廷は氏の當撰を無効とした上現開期の間のみ議員候補者たるみとを禁じたり蓋し斯る些細なる理由を以て當撰者の議席を奪ふは法律の制裁聊か酷に過るかの觀なきに非ざれども實際は決して然らず此法律の實行前には候補者が撰擧運動費を書出すに當り都て曖昧不正の費用は盡く之を前記第十六條に禁ずる所の諸條目中に書込みて以て表面を繕ふの常なりしかば政府に於ては已むを得ず一切此類の費用を禁止して以て不正の支出を隱蔽するを得ざらしむるみとしはなれるなり現に倫敦タイムス新聞の如きも此法律の苛酷なるは國家全體の利益を進むる爲に已むを得ざる所なりと稱して之を贊成せり第二に當撰無効の判決を受けたる候補者はノーサムベルランドのヘクサム區より八十二の多數を以て撰出せられたるクレイトン氏なり氏の雪辱のイチーなる者を代理人と爲し保守黨協會の手を經て每度撰擧者を野遊、船遊、茶會等に招待したりと云ふに在り之を法廷にて審問したるにクレイトン氏は前記の諸條目中に書込みて以て入費支拂の爲めとして該協會に三百二十六封を拂込たりとの證據を得たり而してクレイトン氏は此金額を協會に拂込むときには更に其用途を知らざりしと稱し又撰擧人を招待したりと云ふも實際飲食を無料にて供したるに非ず多少の代價を取り立て唯其足らざるを償ひたる爲が右三百餘封に上りたるまでなりなども色々論辯したれども裁判官は之を聽かずして「クレイトンは代理者に使用して撰擧人を饗應したる者」と爲し氏の當撰を無効に附したる上に今後七年間議員の候補者たるを禁ずとの判決を與へ又代理者ベイチーを百封の罰金と五年間公民權剝奪の刑に處したり第三に當撰無効を申渡されたる者は愛蘭の南部ミーツより非パーネル派の候補者として打て出で八十三の多數を以て當撰したるパッリック フッラム氏なり氏の當撰を無効たらしめんとする請願の理由は天主教宗派が其宗教上の全力を盡して氏を助けたりと云ふに在りて而して請願者は之に關する最も充分なる證據を夢多呈出し天主教の僧侶があらゆる手段を盡してフッラムの當撰を助けたるの事實を明瞭ならしめたり例へば或僧侶の如きはフッラムに投票するみとを承諾せざりし撰擧人の妻が將に死せんとしつゝある其病床に臨み是れが爲めに最後の經文を讀み聞かすみとを拒みたりと云ふ又何れの寺院に於ても說教者は口を揃へてパーネル派を攻擊し「フッラムに投票する者は即ち神聖なる宗教に投票する者なり」「フッラムに反對する者は地獄に落つ可し」「苟も天主教を信仰する者は皆フッラムに投票せざる可らず」など〜或は誘ひ或は脅して頻りにフッラムに投票す可きみとを勸告し殊に該地方の宗務を總轄するビショップ ナルチイ氏の如きは其說教中パーネル派と天主教とは水火相容れざるものなれば一人にしてパーネル派員たり又天主教信者たるみとは出來られず云々の旨を公言したりと云ふ今英國の悖行條例第二條を見るに凡そ現世若しくは來世の苦患を以て投票者を脅迫し其爲めに當撰したる候補者は即ち不正の勢力を使用したるものにして其當撰を無効と爲したる上尙ほ七年間議員の候補者たるみとを禁ず云々とあり右のフッラム氏は一も二もなく此條項に觸るゝ者と認められて規定の罰に處せられたり

右の如く英國の悖行條例の實際に効驗著しきは全く其條項の多くして緻密なるに由らずんばあらず撰擧規則の改正を企る者の須らく注意す可き所なり云々

官報

○勅令

陸軍各兵科現役士官補充條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月一日

陸軍大臣伯爵　大山巖

勅令第七號

明治二十二年勅令第九十二號陸軍各兵科現役士官補充條例中左ノ通改正ス

第一條中「一箇年半」ヲ「一年七箇月」ニ改ム

第二條中「將校學校監」ヲ「本業」ニ改ム

第五條中「將校學校監」ヲ「校長」ニ「教官」ヲ「本業」ニ改ム

第九條第二項中「將校學校監」ニ送付シ「將校學校監ハ試驗ノ成績ヲ」ノ二字ヲ削リ「上申ス」ヲ「進達ス」ニ改ム

第十一條中「將校學校監」ニ送付シ「監軍」ニ進達ス」ニ改ム

第十二條中「將校學校監」ヲ「監軍」ニ改ム

第十三條第一項中「報告書」ノ下「並ニ」ヲ「ノ一表ト爲シテ撰擧報告表ヲ作リ之ニ」ニ改ム

同條第二項中「書」ヲ「表」ニ改ム

同條第三項中「者ハ」ノ下「撰擧報告表ヲ添ヘ」ノ八字ヲ加ヘ「否哉」ノ下「報告書」ヲ「理由」ニ改ム

第三十九條中「二十三條」ヲ「二十一條」ニ「其四」ヲ「其五」ニ改ム

第三十九條中其五「蹉ミナキ者」ノ下ニ「及疾病者タハ傷病ニ四リ一時職役ニ堪ヘサル者」ノ二十一字ヲ加フ

其六「二十三條」ヲ「二十一條」ニ「其四」ヲ「其五」ニ改ム

其七「二十三條」ヲ「二十一條」ニ「其四」ヲ「其五」ニ改ム

其八「將校」ヲ「卒業」ニ改ム

其九「將校」ヲ「卒業」ニ改ム

其十二「條例ニ四リ」ノ下ニ「帶情狀稽ノ嚴役ニ堪ヘサル者及」ノ十四字ヲ加フ

陸軍一年志願兵條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月一日

陸軍大臣伯爵　大山巖

勅令第八號

明治二十六年勅令第七十三號陸軍一年志願兵條例中左ノ通改正ス

第十三條第一項中「將校學校監」ニ送付スヘシ」ヲ「旅團長ニ交付ス」ニ改ム

第二項ヲ削除ス

第十四條第一項中「前條ノ通告ニ據リ」ヲ「試驗ノ成績ニ據リ及第者ヲ定メ」ニ改ム

第二十九條中「ト同一ニシテナホ」ニ特別ノ嚴罰ヲ附ス」ヲ「軍吏生ニシテ三等乭ノ階級ニ進ムヲ得サル者ハ陸軍二等軍曹ト同一トス」ニ改メ及左ノ一項ヲ加フ

軍吏生ニ關シ兩生獄舍生軍吏生ハ之ヲ命シタル日ヨリ特ニ特別ノ嚴罰ヲ附ス

朕陸軍幼年學校生徒召募之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月三日

勅令第九號

明治二十二年勅令第九十號陸軍幼年學校生徒召募令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月三日

第六條第二項中「將校學校監」ニ改ム

朕陸軍砲兵監議同諸工下士官補充條例中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月三日

勅令第十號

明治二十三年勅令第百七十三號諸工ノ二字ヲ削ル

第一條中「諸工ノ二字ヲ削ル

第二條第一項中「諸工ノ上ニ「第一項」ノ上ニ「第二項」ノ上ニ「諸工」ノ二字ヲ削ル

第三條　陸軍砲兵工科學舍卒業ハ職隊長隨隊ニ勤務アル者ニ再試驗ヲ經テ東京砲兵工廠ニ出張シ「學科」ヲ「學舍」ニ改ム

第四條中「學舍長」以下「學科」ヲ「學舍」ニ改ム

第五條中「第十條」ノ下ニ「第十一條」ヲ「第十二條」ニ改ム

朕市制町村制ヲ施行セシム茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

明治二十七年二月三日

勅令第十一號

第一條　市制町村制ヲ施行セサルハ小學教育事務ノ爲ニ小學校ノコトヲ得

第二條　學務委員ニ關スル費用

第三條　學務委員ノ報酬住宅及文部大臣ノ許可ヲ受タヘシ

○農商務省調令第七號

取引所設立發起ノ認可ヲ各項ニ對スル意見ヲ添申

一　該地ニ於ケル其物件果テ取引所ヲ設立シルヤ否

二　該地ニ近接セル取引所ヲ設立シヤ否

三　該地ニ取引所ヲ設立シヤ否

明治二十七年二月

○遞信省告示第二十四號

本月十六日ヨリ左ノ郵便物ハシム

明治二十七年二月

○大坂鐵道會社の

設出願を爲したる加賀

て其目下種々の議論もあ

に對し如何なる處分を受

にして同線の許否に就て

會社は之を默視するを得

役會議を開き決して

同件に就て其筋に訴願す

坂府廳を經て黑田遞信大

雜報

國名　市名　受取

武藏國　東京市　南傳馬

私設鐵道條例御處分の儀訴願

遞信省鐵道株式會社に於て布設

株式會社に於て布設

圖上諸橫奈良間鐵道

於て該線路山金圖加

び北田原の陸軍